

食品安全委員会プリオン専門調査会

第122回会合議事録

1. 日時 令和4年3月24日（木） 14:00～15:35

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) 牛海綿状脳症（BSE）国内対策をめぐる情勢
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、
高尾専門委員、筒井専門委員、中村桂子専門委員、中村優子専門委員、
八谷専門委員、福田専門委員、水澤専門委員

(説明者)

農林水産省畜水産安全管理課 西村課長補佐
農林水産省畜水産安全管理課 吉戸課長補佐
農林水産省動物衛生課 青山課長補佐
厚生労働省食品監視安全課 小島課長補佐

(食品安全委員会)

山本委員長、脇委員

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、石岡評価第二課長、高山評価調整官、
水野課長補佐、中村係長、水谷評価専門官

5. 配付資料

- 資料1 プリオン専門調査会の開催の経緯について
- 資料2-1 BSE 関係飼料規制の遵守状況（農林水産省とりまとめ）
- 資料2-2 BSE 対策に関する調査結果（厚生労働省とりまとめ）
- 資料3-1 食品製造工場から発生する食品残さの飼料利用に関する見直しについて
（BSE に係る飼料規制関係）

資料 3 - 2 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しについて

6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 122 回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

先生方におかれましては、この年度末の非常にお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

今回は、実は対面で食品安全委員会で皆さんにお目にかかれることを内心楽しみにしていたのですけれども、コロナがこういう状況になって、またオンラインで、先日、学生さんが卒業したのですが、その学生さんは卒業のとき初めて対面になって、2年間ほとんどオンラインだとぶつぶつ言っていたのですけれども、その気持ちがよく分かるというようなところでは。

それでは、事務局から現在の出席状況の報告をお願いいたします

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、ウェブ会議に御参加いただきましてありがとうございます。

本専門調査会は原則として公開となっておりますが、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴の方においでいただくことに開催することといたします。

また、本専門調査会の様子については、食品安全委員会の YouTube チャンネルにおいて動画配信を行っております。

本日は 12 名の専門委員が御出席です。

また、昨年 7 月に食品安全委員会の改選がございましたので、その報告をさせていただきます。

山本委員を除いた 6 名の委員については、昨年 6 月末で 3 年間の任期が満了し、昨年 7 月 1 日付で新たに浅野委員、脇委員、松永委員が任命され、川西委員、香西委員、吉田充委員が再任されました。

また、委員長には山本委員、委員長代理には浅野委員、川西委員、脇委員が選出されました。

本日、食品安全委員会から 2 名の委員が御出席です。

委員長に就任されました山本委員長でございます。

○山本委員長 皆さん、こんにちは。山本でございます。

しばらくプリオン専門調査会が開催されませんでしたので、その間に、私、昨年 7 月に委員長に就任することになりました。

なかなかコロナで皆様とお目にかかることはできませんが、ウェブ会議ということで、忙しい中、全員御出席いただきましてありがとうございます。

これからも難しい審議が続くかと思っておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

挨拶とさせていただきます。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、脇委員でございます。

○脇委員 初めまして。脇昌子と申します。7月1日付で委員に就任しております。

私は内科の臨床医でございまして、食品安全委員会では新開発食品専門調査会に属しておりました。公衆衛生分野を担当させていただきます。このプリオン専門調査会にも陪席させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

また、本日の議事（1）に関連しまして、農林水産省畜水産安全管理課の西村補佐と吉戸補佐、動物衛生課の青山補佐、厚生労働省食品監視安全課の小島補佐にお越しいただいております。

最後に事務局を紹介いたします。

事務局長の鋤柄、事務局次長の中、評価第二課長の石岡、評価調整官の高山、係長の中村、私が評価第二課課長補佐の水野でございます。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、事務局から本日の資料の確認、それから、平成15年10月2日に決定されました「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項についても報告を行ってください。

○水野課長補佐 それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですけれども、議事次第と専門委員名簿のほかに、資料が資料1から資料3-2まで5点となっております。そのほか、机上配付資料が1点となっております。

資料の過不足等はありませんでしょうか。不足等があれば事務局までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、最後に本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をいたします。

本日の議事について御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上となります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

提出していただきました確認書について相違はありませんでしょうか。

どうもありがとうございます。

引き続きまして、議事（1）に入る前に、前回までの専門調査会での審議の経緯について簡単に振り返っておきたいと思います。

第120回プリオン調査会では、平成27年12月に厚生労働省より諮問されましたBSE国

内対策の見直しのうち、SRMの範囲の見直しに関する議論について評価の考え方及び評価書の目次について御審議をいただきました。評価書案の作成を起草委員会で進めていただいていた。

この間に、OIEにおいて現行の国際基準を改正することが検討されているとの動きを受けまして、厚生労働省に対して、OIEにおいて検討中の国際基準の改正動向を受けた諮問内容への影響を照会し、その結果について第121回プリオン専門調査会において事務局から報告をいただきました。その際、厚生労働省からの回答は、「OIEにおいて検討中の国際基準の改正内容が確定されなければ、諮問内容の影響の有無が判断できない。OIEの改正内容が確定した段階で改めて回答する」というお答えでした。

調査審議の結果、本件の審議は一時中断するという事で、皆様の賛同を得られました。

プリオン専門調査会において、調査審議はそれ以降長く行われておりません。

それではまず、本日の最初の議事としまして、牛海綿状脳症（BSE）の国内対策をめぐる情勢につきまして、事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中村係長 眞鍋座長、ありがとうございます。

それでは、説明させていただきます。資料1を御用意ください。

先ほど眞鍋社長からも御説明がありましたが、改めまして、最近の議論の経緯について確認をいたします。

まず、2020年9月11日の第119回プリオン専門調査会において、国産牛肉のSRMの範囲に関する審議を再開することが決定され、評価書案作成のための起草委員が示されました。

起草委員による検討結果を踏まえて、同年11月12日に開催された第120回プリオン専門調査会では、今後の審議を進めていくに当たっての基本的な評価の考え方及び評価書の目次案について議論されました。

第120回プリオン専門調査会の後は、起草委員による評価書案の作成が進められておりましたが、同年12月18日に開催された農林水産省主催のOIE連絡協議会において、OIEにおいて検討されている新たな国際基準案の内容の詳細が明らかになりました。

OIEから提示された新たな基準案、ここではいわゆる二次改正案とさせていただきますが、こちらでは「無視できるBSEリスクの国」と「管理されたBSEリスクの国」、どちらにおいてもSRMの範囲を「全月齢の回腸遠位部及び30か月齢超の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄」とする一方で、「BSE病原体がその国の牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間」に生まれた牛については、このSRMの適用は対象外となるとされています。

2015年12月に厚生労働省から諮問されていた諮問内容と、OIEのコード改正案とを比較すると、「BSE病原体がその国の牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間」以外に出生したと畜牛について、回腸遠位部と脊柱の除去が求められるようになるということが違いとなっております。

2021年1月に開催した起草会議では、これらOIEのコード改正案や厚生労働省の諮問内容との違いについて事実関係を確認し、厚生労働省に対してOIEの議論の方向と諮問内容等への影響について照会をした上で、その回答をもって調査会で今後の審議の方針を改めて議論することが必要であるとされました。

照会に対し、厚生労働省からは、「OIEにおいて検討中のBSEに関する国際基準の改正内容が確定されなければ、平成27年12月18日付の厚生労働省による諮問の趣旨、背景及び諮問内容への影響の有無について判断することができず、国際基準の改正内容が確定した段階で改めて回答する」との回答がありました。

この回答を受けて、2021年3月の専門調査会で御審議いただいた結果、厚生労働省から改めて回答があるまでは国産牛肉のSRMの範囲に関する審議を一時中断するということが決定され、それ以降プリオン専門調査会の審議は行われていないところです。

それ以降、リスク管理機関から追加の回答や新たな諮問事項等は来ておりませんが、前回の開催から約1年が経過しますので、BSEに係る国内のリスク管理措置について、最新の情報を関係者間で共有することが重要だと考えられることから、このたび、昨今のBSEに対する国内対策をめぐる情勢として、厚生労働省及び農林水産省から説明いただく機会を設けさせていただきました。

なお、OIEコードのSRM範囲に関する改正内容については、2021年12月のOIE連絡協議会資料によると、2021年9月に公表されている最新の改正案において二次改正案からの変更はありませんでしたが、「BSE病原体がその国の牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間」について、OIEの科学委員会において、「OIEが無視できるBSEリスクの国と認定してから少なくとも8年前をスターティングイヤーとすること」という考えが示されたとされています。

この新しい改正案については、今年5月のOIE総会での採択を目指し検討中であるとの情報を得ております。

事務局からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございました。

国内のBSEリスクの管理措置の実施状況については、プリオン専門調査会での審議の前提となるものですので、リスク管理措置の最新の状況につきまして厚生労働省、農林水産省両省から御説明いただくことは、今後の審議に資するものだと思います。

それでは、時間も限られておりますので、現在の国内BSEリスク管理措置の実施状況につきましてリスク管理機関から説明をいただきます

最初に、餌の規制の実施状況について、農林水産省からの御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○西村課長補佐 ただいま御紹介にあずかりました、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の西村です。よろしくお願いたします。

では、資料2-1を御覧ください。

BSE 発生防止のための飼料規制につきましては、平成 17 年 5 月に食品安全委員会より答申がございました、我が国における牛海綿状脳症対策に係る食品健康影響評価におきまして、その実効性確保を強化するために 4 点、まず 1 つ目は輸入飼料に係る交差汚染の防止、2 つ目は販売業者における規制の徹底、3 つ目は牛飼養農家における規制の徹底、4 つ目は製造段階における規制の徹底が必要であるとされました。

農林水産省では、この答申以降、今の 4 つの施策の遵守状況を調査し、食品安全委員会に報告してまいりました。今般、最新年度についての報告依頼をいただきましたことから、令和 2 年度の状況につきまして、従来のフォームにのっとり御説明させていただきます。

まず 1 点目ですが、輸入飼料に係る交差汚染の防止についてです。飼料安全法に基づき、飼料の輸入業者は、輸入する飼料の種類、原材料等の届出をすることとなっております。農林水産省におきましては、届出の受理に当たり、原材料に反すう動物由来のものが含まれていないかどうかを確認しております。

また、実際に我が国に輸入された製品につきましては、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、略称として FAMIC が年間 30 銘柄程度についてサンプリングを実施し、反すう動物由来のものが含まれていないことを検査しております。令和 2 年度は 22 点について FAMIC が試験をした結果、反すう動物由来のものが検出されたという事例はございませんでした。

具体的な最終製品の輸入元などは、御参考として 3 ページ目の別表 1 に記載しております。

次に、2 点目として販売業者に対する規制の徹底についてでございます。販売業者につきましては、飼料安全法上、都道府県知事に検査権限がございます。飼料または飼料添加物の販売事業場が全国におよそ 1 万 5000 か所ございまして、その中でも牛用飼料を取り扱う事業場に重点化して、令和 2 年度は 689 件の検査が実施されております。

その結果、飼料安全法違反につながる可能性のある不適合の事例は 6 件ございました。内容は、販売に関する帳簿の備付けの不備、具体的には、帳簿の保存は 8 年間となっておりますが、その期間保存されなかった事例と、荷姿が未記載であったという事例でございました。

なお、牛の飼料に動物由来たん白質が混入したという事例はございませんでした。

次に、3 点目として牛飼養農家に対する規制の徹底についてです。牛飼養農家は、令和 2 年度当初、全国で約 6 万戸程度ございまして、飼料安全法上の検査権限は都道府県にございます。令和 2 年度は 3,859 件の検査が実施されております。その結果、牛に肉骨粉等の動物由来たん白質を給与している事例はもちろん、牛用飼料に動物由来たん白質が混入しかねないような取扱いをしている事例は認められませんでした。

最後に、4 点目として製造段階における規制の徹底についてでございます。飼料及び飼料添加物を製造する事業場としては、配合飼料メーカーなどをはじめとして約 3,500 か所把握してございます。この中で、牛用飼料を製造している事業者、また、動物由来たん白

質を製造している事業者に重点化して検査を実施しております。また、規模や流通先によって検査を分担しております。FAMIC は一般的に広域に流通する大手の配合飼料工場や動物由来たん白質の製造工場を中心に検査を実施し、都道府県ではその製品がその都道府県域内のみ流通するような比較的小規模の飼料工場を中心に検査を実施しております。

令和 2 年度につきましては、FAMIC と都道府県が延べ 396 事業所の検査を実施し、その結果、法令違反につながる可能性のある不適合は合計 3 件ございました。不適合の内容でございますけれども、反すう動物用に給与される可能性がある A 飼料と A 飼料以外の B 飼料の分離保管が不十分であった事例が 1 件と、表示の不備が 2 件ございました。

いずれも、これらが原因となって牛用飼料に動物由来たん白質が混入した事例や、豚や鶏に使用可能な動物由来たん白質に牛由来の組織が混入したなどの事例はございませんでした。

また、これまで申し上げました軽微な不適合事例につきましては、いずれも検査機関による指導により是正措置が講じられております。

資料の 4 ページ目の別表 2 に、今まで申し上げました不適合事例をまとめた表を掲載しておりますが、改めての御説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○眞鍋座長 どうも御丁寧に御説明いただき、ありがとうございました。

ただいまの農林水産省からの説明につきまして、何か御質問はございますでしょうか。特段ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もし何かありましたらまた後で御質問いただくとして、引き続きまして、厚生労働省から BSE 対策に関する現状について説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○小島課長補佐 それでは、厚生労働省より説明をさせていただきます。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課の小島と申します。よろしくお願いたします。

それでは、資料 2-2 に沿いまして、BSE 対策に関する調査結果の御説明をいたします。

この BSE 対策に関する調査は、毎年度、牛、めん山羊のと畜場を有する自治体を通じまして調査を実施しております。最新の調査結果をこの資料に掲載させていただいております。そちらは令和 3 年 4 月 30 日時点の情報となっております。ただし、一部に令和 3 年 5 月 31 日以降に確認をして記載した内容もございます。ちなみに、前回の調査は令和 2 年 4 月 30 日現在となっております。

まず初めに、1. 対象畜種別のと畜場数です。全部で 128 施設ございますが、その中で牛のみを処理しているところが 70 施設、牛とめん山羊両方処理している施設が 52 施設、めん山羊のみの施設が 6 施設となっております。昨年度比を右の欄に掲載させていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

続きまして、通常の牛のスタンニング方法別のと畜場数でございます。スタンニング方

法におきまして、スタンガン（と殺銃）のみを使用している施設は 115 施設でございました。次に、スタンガンとと畜ハンマーの併用で行っているという施設は 5 施設、そして、と畜ハンマーのみ使用しているという施設は 2 施設という結果となっております。

続きまして、月齢による分別管理でございます。

まず（１）分別管理を行っている年齢ですが、30 か月齢以下、30 か月齢超に区分をして分別管理を行っている施設は 57 施設でした。これは牛のと畜場となっております。そして、全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱っていると答えた施設は 65 施設でございました。

次に、（２）分別管理の方法ですが、まず①としまして、日によって分別管理をしているというのは 2 施設、②時間によって分別管理をしているとしていますのが 7 施設、③と室など場所によって分別管理をしているというのはございませんでした。④として、①～③で分別はせずに、タグなどを使って識別しているという施設が 38 施設、最後にその他としまして 10 施設ございました。その他と答えた施設につきましては、②の方法と④の方法を併用しているですとか、どちらかと言えば時間での管理に近いのですけれども、と畜の順番を管理しているといった回答をしている施設、そして、②の方法とタグを併用しているという施設、それから、頭に印をつけて区別しているといったお答えをいただいております。

次のページを御覧ください。

続きまして、４．30 か月齢以下の牛の頭部の使用についてです。

（１）は 30 か月齢以下の牛の頭部の処理方法です。まず、作業場所により 30 か月齢超の牛の頭部を分別しているというのは 9 施設、時間により 30 か月齢超の牛の頭部を区別しているという施設は 12 施設、その他の方法により分別していると答えた施設が 19 施設、牛の頭部を食品として用いないと答えた施設が 82 施設ございました。

③のその他の方法の具体例ですけれども、タグ等の目印で識別するですとか、①と③の方法を併用する。それから、①とタグで識別する。そして、頭部に着色して分別する。30 か月齢以下を先に処理しているなどの回答がございました。

続きまして、30 か月齢超の頭部につきまして、食用として利用できる舌や頬肉、利用が可能な皮といったもの以外の部位を除去しないということについて、と畜場のと畜検査員の確認を受けているかどうかという質問につきましては、牛のと畜場がある施設は 122 施設ございますが、その全ての施設においてと畜検査員の確認を受けているという回答でございました。

続きまして、５．舌扁桃の除去についてです。除去方法につきましては、左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断していると回答したのが 7 施設、最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去するような形で除去していると答えた施設が 86 施設、その他としまして 29 施設がございました。その他の方法の具体例につきましては、最前位有郭乳頭を結ぶラインで切る、そして、切り方を細かく定めるなど、個別の除去方法を設定して

いるという回答がございました。

続きまして、6. 特定部位の焼却につきましての回答です。こちらは複数該当した施設がございました。処理方法としまして、と畜場内の施設で焼却していると答えたのが16施設、産業廃棄物処理業者に委託し焼却していると答えたのが35施設、市町村等の産業廃棄物処理場で焼却していると回答したのが8施設、専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却していると答えたのが43施設。専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却していると答えたのが20施設でございました。

次に、3ページを御覧ください。

続いて、7. 文書の作成に関することとございます。SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している施設は124施設、SSOPに定められた頻度で点検を行っているが、記録を保管していないと答えた施設が3施設、SSOPを定めていないと答えた施設が1施設ございました。

記録を保管していないと答えた3施設につきましては、令和3年6月以降、そのうち2施設でと畜場で記録の保管を行っていることを確認しました。そして、残り1施設は食肉衛生検査所より指導を行っているところでございます。

また、SSOPを定めていないとしている施設1施設につきましては、令和3年5月31日までに牛の取扱いを終了しております。

続きまして、8. HACCPに関することとございます。HACCPによる衛生管理は、調査時点で128施設のうち109施設が導入済みでございました。HACCPに沿った衛生管理につきましては、昨年6月1日より本格施行ということで義務化されております。そのため、再度確認しましたところ、令和3年5月31日までに残りの19施設のうち17施設でHACCPによる衛生管理は導入済み、そして、1施設は閉場ということになりました。さらに、残り1つの施設は牛の取扱いが終了となっております。

最後に、9. 指導に関することとございます。2020年4月30日から2021年4月30日までの間で、特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設が1施設ございました。指導の内容としましては、枝肉洗浄場への脊髓の回収のためのスクリーンの設置と、手が汚染された際の手袋の交換や手洗いの実施ということで、これらを改善させたということになっております。

以上です。

○眞鍋座長 どうも御丁寧にありがとうございます。

厚生労働省からいただきました説明につきまして、委員の先生方、何か御質問あるいはコメントございますでしょうか。よろしいでしょうか。

水澤先生、お願いします。

○水澤専門委員 どうもありがとうございました。

4番目の30か月齢以下の牛の頭部の使用についてというところで、(1)に処理方法の表があると思うのですがけれども、①の場所によって分別するというのは非常に分かりやす

くて、きちんと分別できるような気はするのですが、②の時間によって分けるといったところに関しては、次の30か月齢を超えているものとそうでないものとの間で、例えば洗浄なりきちんとした処置をして完全に分別できるといったやり方も決まっていて、安全が確保できているということでしょうか。そういうふうに理解してよいのでしょうか。

○小島課長補佐 御質問ありがとうございます。

水澤先生のおっしゃるとおりで、時間によって分ける場合には、30か月齢以下と30か月齢超で区分されるタイミングで洗浄といったことをやるのが重要になりますので、それは各施設のHACCPに基づく衛生管理計画の中できちんとそういった手順を整備して実施していると理解しております。

○水澤専門委員 ありがとうございます。

それで、何か気がついたことがあれば最後の9. でいろいろな指導はするといった理解でよろしいわけですね。

○小島課長補佐 そのとおりでございます。

○水澤専門委員 了解しました。ありがとうございました。

○眞鍋座長 ほかに先生方からコメントとか御質問はございませんか。

どうもありがとうございます。

それでは、農林水産省と厚生労働省より、現在の国内のBSEリスク管理措置の実施状況について御説明いただきましたが、両者を併せて、全体を通しての御意見、御質問はございますでしょうか。

筒井先生、お願いします。

○筒井専門委員 御説明ありがとうございます。

厚生労働省さんにお聞きしたいのですが、現在、OIEのコードの見直しが検討されているということなのですが、SRMの範囲の見直しについて諮問の検討中ということですので伺っておりますけれども、現在の検討状況等について何か動きがありましたら教えていただきたいと思っております。

○小島課長補佐 御質問ありがとうございます。

厚生労働省といたしましては、先ほど食品安全委員会事務局のほうから御説明がありましたように、OIEコードの改正が今もまだ議論中という状況でございます。私どもとしましては、OIEコードの改正内容が確定した段階で、今諮問しておりますSRMの範囲に係る諮問の趣旨や背景、その諮問内容への影響について、検討は続けておりますけれども、結果としてその判断をしていくということを考えております。

○筒井専門委員 ありがとうございます。

いずれにしてもコードの改正が確定した段階で具体的な検討がなされるということになりますかね。分かりました。ありがとうございます。

○小島課長補佐 そのとおりでございます。

ありがとうございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ほかに。

水澤先生。

○水澤専門委員 ありがとうございます。

農林水産省のほうから最初にいろいろな業者さんに対する調査等の報告があったと思うのですけれども、たくさんある中で幾つかの施設を抽出して調査されていますが、抽出の仕方というのでしょうか。例えば今年度はどういったところを調査して、また来年度はどうという調査の仕方というのはどのように決まっているのでしょうか。

○西村課長補佐 平成 17 年に、BSE の飼料規制の遵守状況につきまして、製造業者、販売業者、飼養者に対して検査指導の優先順位を通知で定めております。その優先順位に応じて、FAMIC、都道府県が検査を実施しているという状況です。例えば飼料の製造業者であれば牛用の飼料と豚や鶏など動物由来たん白質を含むような飼料を両方製造しているような事業場は、やはり優先順位が高いということで、各製造業者なり販売業者なり、取り扱っている飼料の性質によって優先順位を決めて検査指導を行っているという状況になっております。

○水澤専門委員 分かりました。

一つは優先順位だということだと思うのですけれども、例えば 3 番目に牛の飼育農家さんに対する規制の徹底ということで、約 6 万戸ある農家に対して、そこから 3,800 程度抽出されていると思うのですが、これは優先順位だけではなくてされているような気がするのですけれども、どうなのでしょう。これもやはり優先順位でやっていらっしゃる、そうすると、毎年同じところが調査されるという感じになるのでしょうか。

○西村課長補佐 県によって牛飼養農家の件数も違ってまいりますので、県ごとに実態は違ってくると思うのですけれども、飼養農家数が多い県によっては数年で一巡するような形で計画を立てて検査を実施している状況になっております。

○水澤専門委員 分かりました。

では、各県に任せた状態でいろいろやられているということですね。

○西村課長補佐 そうでございます。

○水澤専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問とかございませんか。

厚生労働省から丁寧な御説明をいただいて、国内の SRM の範囲の見直しについての具体的な諮問内容につきましては、現在審議が進んでいる OIE コードの改正内容が確定された時点で改めて御回答いただけるということで理解させていただきました。

なお、OIE コードの改正につきましては、現在、SRM だけでなく、ステータス要件とかサーベイランスについても変更が予定されていると前回筒井先生からもお聞きしております。こうした動きも踏まえた今後の BSE 国内対策については、今後、引き続きリスク管理

機関から御報告を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ほかに先生方から何か御質問あるいはコメント等はございますか。

では、続きまして、関連の情報共有ということで、農林水産省と厚生労働省からリスク管理措置に係る施策について情報提供があると伺っておりますので、まずは農林水産省から食品工場から発生する食品残さの飼料利用に関する見直しについて御説明いただきたいと思ひます。

○吉戸課長補佐 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の吉戸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、資料3-1に基づきまして、現在見直し手続を進めております事項としまして、食品製造工場から発生する食品残さの飼料利用に関する見直しについて御報告をさせていただきます。

見直しの概要については、冒頭の点線が枠内に書いてございますけれども、まず概要ですが、現在、カット肉や食肉製品を原料として扱う食品製造工場、例えば冷凍食品工場などの製造工程から出る残さ、工程残さといひますけれども、これは反すう動物由来のものと分別管理することを前提としまして、豚、鶏、魚の飼料への利用が認められておりますけれども、実態上ほとんど飼料利用されていません。

今回、これまでのリスク管理措置及び遵守状況、並びにそのリスクを鑑み、反すう動物由来のものと分別することなく、エコフィード製造事業場、食品残さを原料として飼料を製造する事業場のことですが、こちらで処理して、豚、鶏、魚の飼料に利用できるようにする見直しを行うというものです。

なお、従前と変わらず、反すう動物以外の家畜に限って利用できることとするというものです。

見直しの詳細を御説明する前に、まずは背景となっている飼料規制の体系について御説明させていただきますと思ひます。

資料は3枚目以降に図がございます、図の右下にページ番号1と記載しております資料がございます。こちらを御覧ください。

平成13年9月に我が国でBSEの発生が確認されたことを受けまして、BSEの感染源となり得る肉骨粉など動物由来たん白質の飼料利用を原則禁止としました。その後、飼料規制等のリスク管理措置を徹底した上で、我が国におけるBSE発生リスクの低下や科学的知見等を踏まえ、順次規制の範囲を見直してきました。

飼料規制の基本的考え方ですが、こちらにあります、1つ目としまして、BSEの感染源となり得る原料、動物由来たん白質の飼料利用を規制することと、2つ目、牛用飼料とその他飼料の分離（ライン分離）の2つを基本としております。

これは、牛の肉骨粉など動物由来たん白質がBSEの感染源になった可能性があることから、肉骨粉などを牛用飼料に利用することを禁止するのはもちろんですが、さらに規制対象の動物由来たん白質が流通のいずれかの工程で混入することによって、そういっ

たものが回りまわって牛に給与されることがないように、飼料の製造、出荷、運送、保管、給与の各段階でラインを分離するということによって対策に万全を期すためです。

資料が前後いたしますけれども、図の3ページ目と書いてございます飼料規制の主な見直しの経過等を御覧ください。

こちらの右の表を御覧ください。先ほどの飼料規制の基本的な考え方を前提としまして、反すう動物への肉骨粉等の利用は禁止としまして、また、それ以外の家畜由来の肉骨粉等の利用の可否も、表のとおり、動物由来たん白質の種類と使用する畜種ごとに定めています。

1つ戻っていただきまして、2ページ目、飼料の交差汚染防止対策の図を御覧ください。

こちらは飼料の交差汚染防止対策について詳しく示したものです。左からと畜場等、こちらは飼料の原料の収集先となります。その右のレンダリング事業場は、主にと畜残さなど不可食部位を処理して肉骨粉等にする化製処理場です。右が配合飼料製造事業場、これは肉骨粉などの動物由来たん白質や穀物などを原料として、配合、混合して飼料を製造する事業場です。その右側が飼料を給与する農家となっております。

このそれぞれにおいて交差汚染防止対策を講じています。具体的には、左から2番目の枠のレンダリング事業場でいいますと、豚、鶏由来肉骨粉等を製造するラインと牛やめん山羊由来の肉骨粉を製造するラインとを物理的に分離することとしています。

また、これら肉骨粉等の原料となる豚や鶏の残さの中に牛由来のものを混入しないように、と畜場の段階でも豚、鶏由来の残さは、牛、めん山羊は使わないラインから供給されたもののみとしています。

また、飼料の原料となり得る肉骨粉の製造ラインというのは、SRMや死亡牛由来の残さを扱うラインとは物理的に分離することとしています。

その右の配合飼料製造事業場の製造段階ですけれども、右から2番目の枠と下の緑色の吹き出しを御覧いただけますでしょうか。牛には肉骨粉等動物由来たん白質の給与は禁止しておりますので、配合飼料の製造段階で牛用飼料にそれ以外の家畜用飼料に利用する肉骨粉等が混入しないように、牛用飼料とそれ以外の家畜用の飼料の製造ラインを物理的に分離することとしています。また、当然、牛用飼料の製造ラインでは肉骨粉等は扱いません。

右側の農家段階を御覧いただけますでしょうか。飼料を利用する農家では、牛には肉骨粉等の給与を禁止しておりますので、肉骨粉等を含む飼料には牛への給与を禁止する旨の表示を、また、畜産農家に対して肉骨粉等を含む飼料を給与しないよう、周知・指導などの対策を講じています。

このように、飼料を製造する段階から、使用する段階まで、複層的にリスク低減対策をとっています。こういった対策の遵守状況については、立入検査等を通じて確認を行うなど、実効性確保に努めております。

飼料規制の遵守状況の確認結果については、先ほど当省の西村から御説明いたしました

とおり、平成 17 年に遵守状況の確認を開始して、これまで違反事例は確認されていません。
以上がリスク管理措置の体系の御説明となります。

BSE の対策として、飼料規制は感染経路の遮断ということで最も重要な対策の一つと認識しておりますけれども、今回検討しております見直しは、これら飼料規制の体系を維持しつつ、食品製造工場から発生する動物由来たん白質を含む食品残さの扱いを見直すというものです。

見直しに関する部分について、現状から御説明いたします。

図の資料の 4 ページ目を御覧ください。「食品製造工場から食品残さの飼料利用（見直し前）」と書いてございます資料です。

こちらは、左側からと畜場や食品関連事業場から発生する残さが、飼料製造事業場で原料として受け入れられて、飼料として利用される右に向かっての流れを表した図です。

左のほうにと畜場、カット場とございますけれども、こちらで処理された枝肉やカット肉が、下のほうの食品製造業や食品小売業などに供給され、食品が製造されるという縦の流れがございます。こちらの上の枠で、と畜場やカット場の残さ、赤い線がございますけれども、基本的には不可食部位ですけれども、こちらの赤い線については、反すう動物由来のものが混入していないことを条件に、豚・鶏肉骨粉等の製造事業場で処理し、豚・鶏・養魚用の飼料に利用できることとしています。

真ん中の枠ですけれども、食品製造業の工場から発生する残さについては、製造工程から発生する食品残さ、以下、工程残さといえますけれども、これについては赤い矢印で、と畜場からの赤い矢印と同じく、反すう動物由来のものが混入していないことを条件に、肉骨粉等の製造事業場またはエコフィード製造事業場で処理して、豚・鶏・養魚の飼料に利用できることとしています。

この工程残さというものは、最終製品になっていないもの、消費者に提供される状態になっていないものを指しております。例えば食肉製品の工場であれば原料肉の成形の際に出てくるような残さ、例えば冷凍食品の工場であれば冷凍ハンバーグの型崩れ品などが該当します。

一方で、食品製造業の工場から発生する残さのうち、製品になった後の売れ残りなどを指す余剰食品や、一番下の枠の食品小売業、外食産業から発生する食品残さ、調理残さや余剰食品というのは、青い矢印としておりますけれども、人が食べられる部位のみに由来する残さとして、こちらは反すう動物に由来するものの混入の有無にかかわらず、エコフィード製造事業場で処理し、豚・鶏・養魚場の飼料に利用できるということとしております。

食品小売業や外食産業から出る残さとしては、例えばスーパーで売れ残った肉を含むお弁当、総菜パン、レストランの調理残さや食べ残しなどが該当します。人が食べられる部位のみに由来する残さということで、このような扱いとしています。

現状についてはこのとおりなのですが、真ん中の枠の食品製造業については、エ

キスの工場やハム、ソーセージなどの食肉製品の工場のような、場合によっては枝肉を扱うような工場もあれば、冷凍食品の工場や製パン工場など、基本的には原料としてカット肉や他社の工場で製造した食肉製品などを受け入れて二次加工して食品を製造するような工場もあります。ですが、現行の規制においては、食品製造業というくくりで全部同じ扱いとしているところでは

食品製造業の工場の工程残さの矢印ですけれども、こちらは制度上は飼料の原料として使うことができることとしておりますけれども、カット肉や他社で製造した食肉製品を受け入れて二次加工するような食品を製造するような工場、冷凍食品の工場の工程残さというのは、飼料利用は実態としてほとんどありません。こういうものは、反すう動物由来のものが混入していないものということが要件としてございまして、実態としては、冷凍食品などを製造するような食品工場で牛肉だけを別のラインで扱うということは一般的ではありません。こういったことがある中、近年は、飼料関連事業者や畜産関係者から、食品リサイクルの推進や飼料コストの低減化の観点から、規制を適正化して、食品残さの飼料利用を推進したいという要望が一層高まっているという状況です。

見直しの方向について御説明します。資料は、5 ページ目の図、(見直し後)と書いている図を御覧ください。

図の真ん中のところに黄色い矢印で「今回の見直し」と書いておりますけれども、この部分を見直すというもののなのですが、食品製造業の食品製造工場のうち、枝肉を扱わないような、原料としてカット肉や食肉製品などを受け入れて扱う工場、具体的には冷凍食品工場や製パン工場の工程残さに含まれる動物由来たん白質というのは、既に豚、鶏、魚の飼料として利用できる残さ、下にあります食品小売業や外食産業から発生する残さに含まれる動物由来たん白質と同等のものであります。そのため、現行の BSE 対策を前提とすれば、これらの工程残さが BSE の感染源になる可能性は極めて低いと考えられます。

このため、関連通知を改正しまして、これらの工程残さも食品小売業などから発生する残さと同様の条件、つまり、反すう動物由来と分別することなく、エコフィード製造事業場で処理して、豚・鶏・養魚用飼料に利用できるようにする見直しを行うというものです。

見直し後も BSE 飼料規制の実効性を確保するため、動物由来たん白質を含む飼料が反すう動物用飼料に混入したり、反すう動物に誤用されたりするようなことがないように、引き続き遵守指導を徹底してまいります。

なお、本件につきましては、令和 3 年 12 月、農林水産省の審議会、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会のプリオン病小委員会に報告いたしまして、家畜衛生の観点からの意見照会を行いました。その際には異論なしとされました。

今後は、関連通知の改正手続を経て施行といたしたいと考えています。

以上で御報告を終わります。ありがとうございました。

○眞鍋座長 どうも御丁寧にあります。ありがとうございます。

今の御説明につきまして、先生方、御質問、コメントはございますでしょうか。

水澤先生、お願いします。

○水澤専門委員 今の見直しに直接関わることではないのですが、例えばこのスライドの1ページを見ますと、牛の肉骨粉等が魚類用の飼料に使われているということになっています。これはここで見直しをしたのかと思いますけれども、2つありまして、これは欧米でも許可されているのかということが一つと、実際にどれぐらいの量が使われているというか、牛の肉骨粉は相当量が魚類の飼料として使われているのでしょうか。その辺がもし分かりましたら教えていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○吉戸課長補佐 御質問ありがとうございます。

まず、欧米等で魚に牛の肉骨粉が使われているかどうかというところなのですが、今の魚に関しての情報を持っておりません。EUにおける飼料規制全体で言いますと、牛由来の肉骨粉は基本的には全ての家畜に対して禁止ということと、豚由来の肉骨粉を豚に対して給与禁止、鶏の肉骨粉を鶏に対して給与禁止ということで、基本的に諸外国、先進国を見ましてもEUは最も厳しい規制としておりまして、養魚用に対して牛の肉骨粉の給与は基本的にはなされていないものと思います。

○水澤専門委員 ヨーロッパではですね。

これは許可はされているのですが、日本で実際はかなり使われているのでしょうか。それともやはりそんなに使われていないものなのでしょうか。

○吉戸課長補佐 実態を申しますと、牛肉骨粉を魚用に使えるように見直しは行っておりますけれども、実態としては使われていないです。

○水澤専門委員 分かりました。それはちょっと安心しました。

御存じのように、実験レベルでは魚にも感染する、伝達するというレポートがあったと思いますけれども、その後、同じグループですが、その魚から今度はマウス等の動物にも感染させられるというレポートがまた出たと思いますので、やはりこれは注意していかなくてはいけないかなと思ってお聞きしました。

ありがとうございました。

○吉戸課長補佐 ありがとうございました。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

先生方、ほかに御質問あるいはコメントはございますか。

食糧の自給率がついに37%になった我が国では、フードロスをいかに軽減するかということと、循環的に動物の飼料として利用するというのは今後ますます重要になるでしょうし、ウクライナ情勢の影響だけではないと思うのですが、食料もどんどん高くなるでしょうから、そういう意味では、エコフィードといったことは重要になると思いますが、交差汚染とかがないようにぜひちゃんと管理するというところで頑張りたいと思います。

今回の改正によりまして、動物由来のたん白質を含む飼料が反すう動物用の飼料に混入したり、あるいは反すう動物に誤用、転用されるということがないように、今後ともしっか

り管理を行っていただきたいと思います。

御丁寧に説明いただきました農林水産省の西村補佐、吉戸補佐、青山補佐と厚生労働省の小島補佐、御説明本当にありがとうございました。

○水野課長補佐 眞鍋先生、厚労省と農水省の説明をまだ予定しておりまして。

○眞鍋座長 僕が間違っていますか。すみません。分かりました。

説明を続けてください。

○水野課長補佐 農水省の青山補佐のほうから続いてお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

○青山課長補佐 よろしくお願いたします。農林水産省消費・安全局動物衛生課、青山でございます。

本日、資料に基づきまして2点御報告させていただきます。

1点目が資料3-2の1ページ、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の見直しについてでございます。

資料としましては、昨年11月に家畜衛生部会に諮問をした際の資料となっております、背景と考え方について、これに基づき御説明させていただきます。

まず1番、見直しの背景でございますが、特定家畜伝染病防疫指針は家畜伝染病予防法に基づいて定められており、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえて、少なくとも3年ごとに再検討し、必要がある場合には変更することとされています。

BSEの指針に関しましては、中身としましては死亡牛等の検査やBSE発生時の防疫対応等について定めているものでございます。

この指針について、前回は平成31年4月に一般的な死亡牛の検査月齢を96か月齢以上に引き上げる際の一部変更をしており、その後3年が経過することとなりますので、現状の体制について確認をし、その上で本指針の見直しを実施することといたしました。

2番の現状と見直しの方針でございます。(1)にございますように、飼料規制やサーベイランスなどBSE対策の徹底により、平成25年にOIEの無視できるBSEリスクステータスを獲得した後、国内のBSEリスクの変化等を踏まえまして、対策の見直しを行っております。こうした中で同認定の維持をしているところでございます。

前回の指針の改正以降は、こうしたリスクの変化はないものと考えておりますので、今回については、「したがって」のところですが、本指針に規定するBSE対策についてはこれまでとおりとするということといたしました。

一方で、この段階で昨年ですので、令和2年ですけれども、家畜伝染病予防法の改正がございました。資料としましては後ろのポンチ絵、資料3-2の7ページを御覧いただければと思います。

こちら、施行日としましては、該当するところは令和2年7月に施行となっております。

改正の背景といたしましては、平成30年に豚熱の再発生がございました。また、アジア地域においてアフリカ豚熱の発生が急速に拡大している。こうした状況から、家畜伝染病

に関する対策の見直しを行うとして、その強化を図ったものでございます。

改正の概要の2にございますように、家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務を法律の条文に明記するということが行われました。指針については、BSEの指針以外についてはこれらの家畜伝染病予防法の改正を踏まえた改正を既に実施しております。国と県、市町村については、これまでも指針においては明示的にそれぞれの責務の記載がございました。一方で、所有者、関連事業者については、この法の改正を踏まえて指針に追記をするということをはかの指針では行ってまいりました。

こうしたことから、BSEの防疫指針についても、これらの家畜伝染病予防法の改正を踏まえまして、家畜の所有者・関連事業者の責務について追記を行うということで変更を行ったものでございます。

こちら、資料3-2について、2ページは、説明としましては、近年の状況ということで、前回の改正以降に情勢の大きな変化はないということに記載しているものでございます。

(1)から(5)については、これまでの各御担当の御説明なども踏まえて割愛させていただきます。

(6)にOIEコード改正のことを記載しておりますが、これまでの御議論、御説明の中でもコードの改正について言及がございましたように、BSEの防疫指針につきましてもコードの改正の中身が確定した段階で、また、OIEがガイドラインを作成するという動きがあると聞いておりますので、それらの中身などを注視しながら、来年度以降、またBSEの防疫指針にどのような反映が必要なのかということを検討してまいりたいと考えております。

資料について、次に4ページにお進みいただきまして、こちらは主な変更点を具体的に記載しているものでございます。

主なものとしたしましては、第1の基本方針と第2の平時からの取組のところに所有者と関連事業者の責任を記載しております。

まず、基本方針の3に記載した牛の所有者の責務でございますが、牛の伝染性疾病の発生を予防し、その蔓延を防止することについて、家畜伝染病予防法に基づき第一義的責任を有しているということの記載と、また、必要な知識及び技術の習得に努め、牛の飼養衛生管理等の措置を適切に実施するよう努めなければならないとしております。そのために必要なものとして、牛の健康観察及びその記録、BSEが疑われる場合の早期の届出の習慣化・確実な実行等の飼養衛生管理基準の遵守。また、適切な飼料給与及びその記録であると記載しております。この最後の飼料給与とその記録については、BSEの防疫指針ならではの飼料規制に対応した記載としております。

また、基本方針の3の(4)に関連事業者自らが講じる取組とともに、行政機関が行う対策への協力について記載をしております。

第2、平時から取組の関連事業者のところについても同様の記載となっております。

御説明が前後しておりますけれども、関連事業者としましては、定義としては肥料及び飼料の製造販売業者、また、家畜市場やと畜場、化製場の所有者等を定義しております。

こうした改正につきまして、家畜衛生部会での答申後、都道府県への意見照会やパブリックコメントの手続を終えまして、4月に公表予定としているところでございます。

続きまして、御報告事項の2点目でございますが、資料3-2の8ページをお願いいたします。

めん山羊等の伝達性海綿状脳症のサーベイランスについて見直しを行ったものでございます。

令和3年12月のプリオン病小委員会の資料を用いて御説明いたします。

まず、1の国内、海外の検査体制ですが、平成15年以降、めん山羊については①から③に記載するような検査を行っております。基本としては、家畜伝染予防法に基づきまして、12か月以上で死亡しためん山羊の死体のうち、都道府県が指定するものを検査しております。また、細かい点については②、③のような通知がそれぞれございます。

(2)ですが、国際的に、また、海外においてどのように取り扱われているかというところですが、OIEコードにおいては、TSEを疑う臨床症状を示すめん山羊と死亡または淘汰された18か月齢超のめん山羊について検査を行う。また、EU、米国においても、農場においては、死亡、淘汰されためん山羊について18か月齢超がBSEの検査対象となっております。

2ですが、日本国内においてこれまでの検査結果としましては、平成15年以降、12か月齢以上の死亡または淘汰されためん山羊等と、あとは特定臨床症状が確認された異常めん山羊等について検査を実施してまいりまして、次のページの参考の表を御覧いただければと思いますが、これまでの検査結果といたしましては、毎年約200～500頭のめん山羊の検査をしておりまして、その中でTSEの患畜と判定されたものは8頭となっております。いずれもTSEの好発年齢である、定型であれば2～5歳齢、非定型であれば5歳齢以上の範囲内またはそれ以上となっております。また、鹿のTSEの好発年齢は3～5歳齢とありますが、国内での鹿での発生はございません。

9ページの3の見直しの方向性ですが、こうした状況を踏まえまして、令和3年度から動物衛生課で行っておりますサーベイランスの検討を順次行っていく会合の下でワーキンググループを設置し、特にめん山羊のTSEのサーベイランスについて見直しを検討いたしました。その結果、(2)ですが、ワーキンググループでの議論においてめん山羊等のTSE検査対象月齢を12か月齢以上から18か月齢以上に引き上げることが妥当とされました。

このため、国内のTSEリスクに応じたサーベイランスの効率化を図るという観点から、令和4年度からサーベイランス体制を変更することとしておりまして、所要の家畜伝染病予防法施行規則の改正については3月11日に公布済みとなっており、4月1日施行予定。また、検査マニュアルについても4月の改正を予定しているところでございます。

10ページについては参考となっております。TSEとBSEの農場における検査の対応を

中心に違いを記載したものでございます。現状、TSE 死亡家畜のところを 12 か月齢以上と記載しておりますが、4 月以降は 18 か月齢としたいと考えております。

御報告事項としては以上となります。

○眞鍋座長 どうも失礼しました。ありがとうございます。

引き続きまして、厚労省の BSE 対策基本計画改正に関わる部分について御説明をお願いします。

○小島課長補佐 厚生労働省の小島です。

牛海綿状脳症対策基本計画につきまして御説明いたします。

資料はお配りしておりませんが、口頭で御説明させていただきます。御了承ください。

牛海綿状脳症対策基本計画につきましては、牛海綿状脳症対策特別措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣及び厚生労働大臣が策定、公表しているものでございます。

基本計画の内容は、2013 年 5 月に我が国が無視できる BSE リスクの国に OIE から認定されたことなどを踏まえまして、引き続き、食品安全委員会のリスク評価に基づき BSE 対策を適切に実施し、BSE ステータスを維持することを基本方針としているものでございます。

この計画はおおむね 5 年間で見直すと記載しておりまして、この計画の最終改正は平成 28 年 2 月でございました。

この計画の内容なのですが、BSE の蔓延の防止のために農場での疑い牛や死亡牛の BSE 検査、と畜場での BSE 検査、SRM の除去及び分別管理の適切な実施を行うこと。それから、BSE と判定された牛等を焼却したり、施設設備等を消毒したり、同居牛の移動制限などの適切な措置を実施するといったことが規定されております。

最終改正から約 5 年が経過いたしまして、農林水産省と厚生労働省において計画の内容を見直した結果、本計画の最終改正以降、BSE をめぐる情勢に大きな変化はなく、計画に示した BSE 対策を継続するということが重要であり、計画に定められている事項につきましては、そういった状況を踏まえまして変更を行わないということにいたしまして、このことを農林水産省及び厚生労働省の関係する審議会に報告し、了承をされております。

その旨を御報告いたします。以上です。

○眞鍋座長 どうも御説明ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました農林水産省と厚生労働省からの説明につきまして、御質問等がございましたらよろしく申し上げます。

佐藤先生、お願いします

○佐藤専門委員 農林水産省の方に質問で、資料 3-2 の 5 ページで厚生労働省所管のところ、と畜場・食肉処理場で特定部位の焼却というところなのですが、この焼却に関して具体的にどこに捨てていらっしゃるのでしょうか。実際に焼却しているのは分かっているのですが、実は僕、個人的なことで、息子の小学校のことでと畜処理場というところに親子で行かなくてはいけないときに、特定処理とかというところで実際に焼却しているものを見ているのですが、頭蓋骨や脊髄などで完全に焼却できなくて残っている

部分が少しあったので、具体的にどこに捨ててあって、完全にそれが焼却されているかどうかというふうに確認されているか、教えていただければ光栄です。

○青山課長補佐 動物衛生課、青山です。

差し支えなければ、厚生労働省の小島補佐から、と畜場での特定危険部位の除去後の処理について御説明いただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

○小島課長補佐 厚生労働省の小島です。

特定危険部位の焼却につきましては、800℃以上で焼却するというので、それはと畜場の中の焼却施設でしたり、化製場に持って行って化製場で焼却するということになっております。焼却が800℃以上できちんに行われ、焼却されることを確保することがと畜場のルールの中で決まっておりますので、それを遵守するために、各施設のほうで、先ほど申し上げたように HACCP に基づく衛生管理というものを実施しておりますので、その中で衛生管理計画を定めて、管理を実施し、きちんに行われていることを点検するといったプロセスをとっております。

○佐藤専門委員 ありがとうございます。

具体的にどこに焼却したものを捨てているかは、厚生労働省では確認していないということでしょうか。

○小島課長補佐 そのことは調査などで把握とかはしておりません。

○佐藤専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 今の佐藤先生からいただいた御質問は資料2-2の2ページの下のほうですよ。6番の牛の特定ですか。

○佐藤専門委員 資料3-2の5ページです。

○眞鍋座長 いえ、資料2-2の2ページの下のほうに牛の特定部位の焼却についてというのが複数ございますよね。場所によってどういうふうになっているかが違うのかなと思うのですけれども、その辺りは分かりませんね。

○小島課長補佐 厚生労働省です。

資料2-2の6番でございますように、焼却される場所につきましては複数ございまして、焼却後の灰といえますか、そういった焼いた後のものの処理につきましては、この調査では調査をしておりますので把握しておりません。

○眞鍋座長 佐藤先生、よろしいでしょうか。

○佐藤専門委員 頭の中で少し明確になりました。ありがとうございます。

○眞鍋座長 先生方、ほかに何か御質問あるいはコメントはございますか。よろしいでしょうか。

お願いします。

○山本委員長 山本です。

農水省の青山さんに聞きたいのですけれども、BSE と違って TSE のほうで鹿の検査と書いてあるのですが、この鹿は野生の鹿もやっているのですか。それとも、農場の鹿だけを

やられているのでしょうか。

○青山課長補佐 お答えいたします。

こちらの説明資料に入っている鹿の検査については、農場で飼養されているものを対象とした記載になっております。野生のものについては、農林水産省の委託事業で動物衛生研究部門のほうでサーベイランス調査というような形で CWD の検査を行っていただいているという形になります。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでこれまで CWD は見つかっていないということによろしいですね。

○青山課長補佐 農場で飼われている鹿の検査につきましても、野生動物のサーベイランスとして行っているものにつきましても、国内での CWD の発生は認められておりません。

以上です。

○眞鍋座長 筒井先生、お願いします。

○筒井専門委員 不勉強で申し訳ないのですが、教えていただきたいのですが、今、と畜場でのお話で、HACCP の中で管理をしているということだったのですが、HACCP の管理でそれを実際にちゃんと運用されているかどうかという指導や監視などというのは主な仕組みになっているのでしょうか。

○小島課長補佐 厚生労働省の小島です。お答えいたします。

昨年 6 月に HACCP の義務化が本格的に施行されて以降、各施設で行われている HACCP に基づく衛生管理の活動につきまして、と畜場に入っておりますと畜検査員による外部検証を行うということをと畜場法の改正の中で定めたのですが、外部検証というのはと畜検査員による第三者の目で施設の HACCP が適切に行われているかを客観的に点検して、問題があれば指導し是正をさせるといったプロセスをとるというものですので、そのスキームに基づいてチェックが行われているという状況でございます。

○筒井専門委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○眞鍋座長 ほかにこれまで御説明いただいた全般につきまして、何か御質問とかコメントはございませんでしょうか。

中村先生、どうぞ。

○中村優子専門委員 国立感染症研究所の中村です。

頂いた資料の 3-2 の 9 ページに、参考ということでこれまでの BSE 発生状況の表を載せていただいているのですが、備考のところに月齢は推定という表記があるので、恐らく全頭の月齢を正確に把握するのは難しいという状況だと思うのですが、そのような状況の中で、サーベイランスの対象を 12 か月齢から 18 か月齢に引き上げるということで、目安としてどういったことをもとに 12 か月か 18 か月かということを判断しているのかということ、過去に説明いただいたかもしれないのですが、改めて確認させていただければと思います。

○青山課長補佐 農水省からお答えいたします。

月齢推定と記載されているところにつきましては、こちらは60か月齢以上、120か月齢以上というところで、月齢の推定が難しいものについて、例えばこちらについてはかなり高齢であることは間違いないということがございます。また、若い12か月齢、18か月齢のような検査対象の判断が変わってくるころについては判別が可能というところもございます。また、日本でのめん山羊や鹿の飼養については、小規模のところは圧倒的に多く、展示用や愛玩用で飼われているものが多いことなどから、個体個体でかなりの確に農場においていつぐらいに生まれたのかといった把握が可能となっております。

ですので、12か月齢以上、18か月齢以上、また、24か月齢以上といったところは、推定ではございますけれども、全体の検査の中で結果に影響を及ぼすほど誤差があるとは考えておらず、一定の信頼性をもって判断が可能と判断いたしました。

以上です。

○中村優子専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○眞鍋座長 水澤先生、お願いします。

○水澤専門委員

質問ではなくてコメントというかお願いなのですが、今、ちょうど鹿のお話が出たと思います。CWD、Chronic Wasting Disease と思うのですが、これはいろいろなことを申し上げて、ファクトシートということで時々世界の情勢についてまとめていただくということをしていただいて、非常によかったと思います。インターネット等で資料を検索しても、日本では他はなかなかないので、これは出てきます。英語とかそういうもので調べれば、国際的には非常にたくさんのホームページ等から情報が得られるわけですが、日本ではぜひこれを続けていただきたい。この委員会が中心になっていたので、ファクトシートのほうも中心になったと思うのですが、頻度は少なくともよいので、ぜひCWDのファクトシートは続けていただきたい。また、先ほどほかに魚類のプリオン病の話をしましたけれども、ラクダのプリオン病というものも北アフリカ等で非常に重要視されていると思いますので、こういったものを時々まとめて、どこでやれば一番いいのか分からないのですが、一つは食品安全委員会のほうできちんとインターネット上に見解等を出していただきますと、一般の人たちは非常に助かるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

水澤先生がおっしゃるようには、意外と牛についてはちゃんとした資料があるのですが、他は知りたいときに分かりにくいところがありますので、仕事は増えてしましますが、ぜひ事務局のほうで頑張ってくださいたらありがたいなと思います。よろしく願います。

先生方、ほかにありませんか。

それでは、御説明いただきました四方、どうも本当にありがとうございました。

続いて、議事の「その他」になりますけれども事務局から報告があると伺っていますので、よろしくお願ひします。

○水野課長補佐 続きますして、昨年 2021 年 9 月に英国イギリスで定型 BSE が確認されました、専門委員の皆様には情報提供はさせていただいたところですが、その後の追加状況も含めまして、机上配付資料を用いて御報告をいたします。

英国での定型 BSE の発生ですけれども、当該事案は英国のイングランド、サマセット州で発生いたしました。当該牛は 6 歳半の乳牛で、死亡牛サーベイランスの検査で摘発されたものとなっております。当該牛は廃棄されているため、フードチェーンには入ってはおられません。

また、OIE のレポートのほうにも記載されておりますが、英国の当局の方で疫学調査結果が昨年 2021 年 12 月に公表されておりますので、そちらの内容についても簡単に御説明をさせていただきます。

当該牛のコホート牛と産仔は全て特定をされておまして、規制の対象となる 68 頭のコホート牛と 2 頭の産仔は淘汰され、その後、BSE 検査が行われて、全て陰性であったということです。

この調査の中で様々なリスク経路が調査されまして、可能性が無視できないとされた感染源が、牛の飼育用のペレットが保管されていた古いサイロに由来する汚染飼料にばく露されたのではないかとされておりますが、このようなケースが起こる可能性は非常に低く、不確実性は中程度というようなことが評価をされております。

なお、英国のレポートによりますと、当該事案について、TSE の規制に違反があったというような証拠はなかったということになっております。

簡単ですが、以上となります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

この件につきまして御質問とかコメントはございますでしょうか。

水澤先生、お願ひします。

○水澤専門委員 これには僕も大変びっくりしました。今の御説明をお聞きする限りでは、今回は英国での BSE のリスク管理処置が原因だったということはないように思いましたけれども、やはり当該国における BSE リスクの管理措置状況が非常に重要だと思われれます。それをしっかり確認することが大事だということの意味していると思っておりますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひします。

以上です。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

これは非定型であるという可能性はないのですよね。間違いなく定型であると。

○水野課長補佐 定型で報告が上がっております。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

ほかに先生方から御質問あるいはコメントはございますか。

どうもありがとうございます。

プリオン専門調査会におけるこれまでのリスク評価というものは、評価時点の飼料規制等のリスク管理措置を前提として行われてきました。評価の前提となる各国の BSE のリスク管理措置の状況については、また引き続きリスク管理機関においてしっかりと確認していただきたいと思います。

事務局のほうからほかに何かございますか。

○水野課長補佐 特にございません。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ちょっと早めではございますが、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回開催につきましては、日程調整の上、またお知らせしますので、お忙しいと思いますが、何とぞよろしく願いいたします。